

利 用 上 の 注 意

本年報は、下記の商業動態統計調査に基づく調査結果を取りまとめたものである。

I 商業動態統計調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、全国の商業を営む事業所（以下「商店」という）及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく指定統計（第64号）として、商業動態統計調査規則（昭和28年通商産業省令第17号）に基づいて実施している。

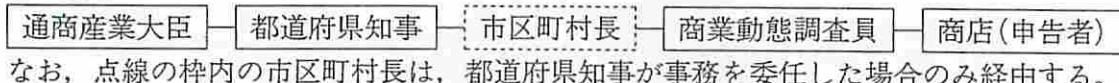
3. 調査の範囲

調査の範囲は、日本標準産業分類大分類I—卸売・小売業、飲食店のうち、代理商、仲立業、飲食店を除く全国の商店である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、調査員が対象商店（申告者）に調査票の記入を依頼し回収する（調査員調査）。ただし、大型小売店及びコンビニエンス・ストアのチェーン企業本部については、通商産業省が直接対象商店（チェーン企業本部）に調査票の記入を依頼し回収する（メール調査）。

(1) 調査員調査



(2) メール調査（大型小売店、コンビニエンス・ストアのチェーン企業本部）



5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期（3月、6月、9月及び12月）末日現在である。

6. 標本設計

本調査は、平成6年商業統計調査によって把握された商店を母集団として、標本理論に基づいて抽出された商店を対象として平成9年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。

なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下（標準誤差率表示）となるように設計されている。

(1) 個別標本（約12,000商店）

① 個別標本は、すべての卸売商店、自動車小売商店及び従業者20人以上の小売商店（悉皆調査の大型小売店を含む）を対象としている。

② 業種別、従業者規模別に標本抽出枠（以下「セル」という）を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本（約5,000商店）

① 地域標本は、調査区（264調査区）を指定し、その調査区内に所在する従業者19人以下の小売商店（自動車小売商店を除く）を対象としている。

② 調査区の標本抽出は、基本調査区を母集団とし、層別（5層）に抽出を行っている。

7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁票の4種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲（調査員調査）

従業者100人以上の各種商品卸売商店及び従業者200人以上の卸売商店で、通商産業大臣が指定する商店。

(2) 乙票の対象範囲（調査員調査）

① 甲票の対象を除いた卸売商店、自動車小売商店及び従業者20人以上の小売商店のうち丙票の対象を除いた小売商店で、通商産業大臣が指定する商店。

② 通商産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売商店（自動車小売商店を除く）。

(3) 丙票の対象範囲（メール調査）

従業者50人以上の中堅小売商店のうち、百貨店及びスーパー（「IV 大型小売店販売」を参照）に該当する商店で、通商産業大臣が指定する商店。

(4) 丁票の対象範囲（メール調査）

500店舗以上を有するコンビニエンス・ストアのチェーン企業本部で、通商産業大臣が指定する企業。

8. 調査項目の定義

(1) 商品販売額

調査月の月初から月末までの1か月間の販売実績をいう。

(2) 月末従業者数

調査月の末日現在で主として当該商店の業務に従事する者をいい、個人事業主及び無給家族従業者、会社及び団体の有給役員、常時雇用従業者をいう。

常時雇用従業者とは、一定の期間を定めないで又は1か月を超える期間を定めて雇用している者をいう。ただし、調査月の前2か月にそれぞれ18日以上雇われた臨時及び日雇の者は、常時雇用従業者に含まれる。

なお、他の商店から派遣されてきている者は除き、他に派遣している者は含まれる。また、長期欠勤者で1か月以上かかる給与も受けていなかった者は、在籍者であっても含まない。

(3) 売場面積

商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積をいう。したがって、売場面積には、商品券売場、食堂・喫茶室、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、階段、休憩室、化粧室、事務室、倉庫、配送所、駐車場などの面積は含まれない。

(4) 月間営業日数

調査月において実際に営業した日数をいう。

(5) 月間商品券販売額

調査月における商品券そのものの販売額であり、商品券発行税は含まない。

(6) 期末商品手持額

調査月（3月、6月、9月及び12月）末日現在で商店が販売の目的で保有している手持商品の金額をいう。手持商品の評価は、原則として仕入原価による。

(7) 在庫率

在庫率は、次の算式による。

$$\text{在庫率} = \text{期末商品手持額} / \text{月間商品販売額} \times 100$$

II 商業販売

この統計表は、全国の商業を営む事業所（商店）の販売動向を明らかにするため、商業動態統計調査によって調査された商店について集計し、全国の商業販売額を推計したものである。

1. 業種別商業販売額の推計方法

業種別販売額の推計は、標本調査の結果から比推計によって行っている。ただし、悉皆調査の大型小売店分は、実額加算によっている。

比推計とは、標本の販売額を業種別・従業者規模別（セル別）に合計し、対前月比を求め、前月の販売総額に乗ずる方法である。

計算式は、次のとおりである。

(1) 個別標本抽出分の月間販売額の推計

$$\hat{X}_{ij}^t = \hat{X}_{ij}^{t-1} \times \frac{\frac{1}{f_{ij}} \sum_{k=1}^n x_{ijk}^t}{\frac{1}{f_{ij}} \sum_{k=1}^n x_{ijk}^{t-1}} = \hat{X}_{ij}^{t-1} \times \frac{\sum_{k=1}^n x_{ijk}^t}{\sum_{k=1}^n x_{ijk}^{t-1}}$$

$$\hat{X}_{i.}^t = \sum_j \hat{X}_{ij}^t$$

ただし、 $\hat{X}_{i.}^t$ は、 i 業種の従業者規模合計又は層区分合計である。

[記号の説明]

i : 業種区分 k : 個別商店番号

j : 従業者規模区分又は層区分 t : 月（時点）

n : 標本個別商店数 x : 標本商店の月間販売額

m : 標本調査区数 \hat{X} : 月間販売額の推計値

l : 調査区番号 f : 抽出率

2. 水準修正

本調査は、商業統計調査を母集団とした標本調査であるため、3年ごとに実施する商業統計調査の結果が公表された時点で、過去にさかのぼって販売額の水準を商業統計調査の結果に合わせるよう、数値の改訂を行っている。

平成9年商業統計調査の結果に基づき、平成6年7月分以降の商業動態統計調査の数値の改訂（水準修正）を行った。

(1) 平成6年7月分～平成9年5月分の業種別・従業者規模別修正販売額の求め方

$$Y_{ij} = \sum_{t=24}^{35} \hat{X}_{ij}^t = \alpha_{ij} \sum_{t=24}^{35} \hat{X}_{ij}^t$$

したがって、

$$\hat{X}_{ij}^t = (\sqrt[35]{\alpha_{ij}})^t \cdot \hat{X}_{ij}^t$$

$(1 \leq t \leq 35)$

ただし、 α_{ij} は $\sum_{t=24}^{35} (\sqrt[35]{\alpha_{ij}})^t \cdot \hat{X}_{ij}^t = Y_{ij}$ を満たす値とする。

[記号の説明]

Y_{ij} : 平成9年商業統計調査の i 業種 j 従業者規模年間販売額

\hat{X}_{ij}^t : 水準修正済 i 業種 j 従業者規模月間販売額の t 時点における値

\hat{X}_{ij}^t : 水準修正前 i 業種 j 従業者規模月間販売額の t 時点における値

なお、時点「t」は、平成6年7月分を $t = 1$ とし、平成9年5月分を $t = 35$ とした時系列に対応する月別一連番号である。

(2) 平成9年6月分以降の求め方

平成9年6月分以降については、比推計（II-1参照）により再計算を行う。

(3) 水準修正の期間

水準修正の期間などについては、「商業統計調査と商業動態統計調査の水準修正の対応表」を参照のこと。

商業統計調査と商業動態統計調査の水準修正の対応表

商業統計調査				水準修正	
調査日	調査月	年間販売額期間	速報別	公表時期	修正単位
昭和45年	6月1日	昭和44年6月～45年5月	確報	昭和50年 1月	業種別
〃 47〃	5月1日	〃 46年5月～47年4月	速報	〃	〃
〃 49〃	5月1日	〃 48年5月～49年4月	確報	昭和53年 8月	〃
〃 51〃	5月1日	〃 50年5月～51年4月	速報	〃	〃
〃 54〃	6月1日	〃 53年6月～54年5月	確報	昭和57年 3月	業種別・ 従業者規模別
〃 57〃	6月1日	〃 56年6月～57年5月	〃	〃 59年 4月	〃
〃 60〃	5月1日	〃 59年5月～60年4月	〃	〃 61年10月	〃
〃 63〃	6月1日	〃 62年6月～63年5月	〃	平成 2年 1月	〃
平成 3年	7月1日	平成 2年7月～ 3年6月	〃	〃 5年 5月	〃
〃 6〃	7月1日	〃 5年7月～ 6年6月	速報	〃 7年12月	〃
〃 9〃	6月1日	〃 8年6月～ 9年5月	確報	〃 11年1月	〃

3. 業種分類の対応

業種別商業販売の産業分類と日本標準産業分類との対応は、「商業動態統計調査業種分類と日本標準産業分類の対応表」を参照のこと。

III 大規模卸売店販売

この統計表は、大規模卸売店の商品別販売動向を明らかにするため、商業動態統計調査のうち、甲票（I-7-(1)参照）について集計したものである。

なお、本調査対象は3年ごとに、標本を見直すため、時系列の間に若干の不連続が生じている。したがって、月間販売額などにリンク係数を乗じ、数値を作成している。

接続する際のリンク係数は、参考の「第1表 大規模卸売店販売リンク係数表」を参照のこと。

1. 商品分類

大規模卸売店販売の商品分類は、「大規模卸売店販売の商品分類表」を参照のこと。

商業動態統計調査業種分類と日本標準産業分類の対応表

商業動態統計調査業種分類	コード	日本標準産業分類 (平成5年10月改訂)
各種商品卸売業	481	各種商品卸売業
織維品卸売業	491	織維品卸売業
衣服・身の回り品卸売業	492	衣服・身の回り品卸売業
農畜産物・水産物卸売業	501	農畜産物・水産物卸売業
食料・飲料卸売業	502	食料・飲料卸売業
建築材料卸売業	511	建築材料卸売業
化粧品卸売業	512	化粧品卸売業
鉱物・金属材料卸売業	513	鉱物・金属材料卸売業
機械器具卸売業	52	機械器具卸売業
一般機械器具卸売業	521	一般機械器具卸売業
自動車卸売業	522	自動車卸売業
電気機械器具卸売業	523	電気機械器具卸売業
その他の機械器具卸売業	529	その他の機械器具卸売業
家具・建具・じゅう器卸売業	531	家具・建具・じゅう器等卸売業
医薬品・化粧品卸売業	532	医薬品・化粧品等卸売業
その他の卸売業	{ 514 539 }	再生資源卸売業 その他の卸売業
各種商品小売業	54	各種商品小売業
織物・衣服・身の回り品小売業	55	織物・衣服・身の回り品小売業
飲食料品小売業	56	飲食料品小売業
その他の小売業	{ 57 58 59 }	自動車・自転車小売業 家具・じゅう器・家庭用機械器具小売業 その他の小売業
自動車小売業	571	自動車小売業 (5714 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く)
家庭用機械器具小売業	584	家庭用機械器具小売業
その他小売業	{ 572 58 59 }	自転車小売業 (5714 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く) 家具・建具・じゅう器・家庭用機械器具小売業 (584 家庭用機械器具小売業を除く)
燃料小売業	593	燃料小売業
燃料小売業を除く その他の小売業	{ 572 58 59 }	自転車小売業 (5714 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く) 家具・じゅう器・家庭用機械器具小売業 (584 家庭用機械器具小売業を除く) その他の小売業 (593 燃料小売業を除く)

大規模卸売店販売の商品分類表

商 品 名	内 容 例 示
織 維 品	生糸、綿花、羊毛、化学繊維、その他の繊維原料、織物の糸、綿織物、毛織物、絹織物、化学繊維織物、その他の織物
衣服・身の回り品	洋服、下着類、寝具類、靴類、履物、かばん・袋物、和・洋傘、その他の衣服・身の回り品
農畜産物・水産物	米、麦、雑穀、小麦粉、でん粉、豆類、野菜、果実、食肉、生鮮魚介類、その他の農畜産物・水産物
食 料 ・ 飲 料	砂糖、味そ、しょう油、酒類、乾物、缶詰、瓶詰、菓子、パン、清涼飲料、茶類、乳製品、その他の食料・飲料
医薬品・化粧品	医薬品、医療用品、化粧品、歯磨、石けん、洗剤、シャンプーなど
化 学 製 品	塗料、印刷インキ、染料、顔料、油脂、ろう、火薬類、その他の化学製品
石 油 ・ 石 炭	原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、グリース、パラフィン、道路油、天然ガス、プロパンガス、LPGガス、石炭、コークスなど
鉱 物	鉄鉱石、マンガン鉱、ポーキサイト、石灰石、雲母、石綿、黒鉛、陶磁器用粘土など
鐵 鋼	銑鉄、原鉄、鋳鉄、フェロアロイ、鋼、鋼半製品、鋳鋼、鍛鋼、普通鋼鋼材、特殊鋼鋼材、钢管、棒鋼、軌条、钢板、鐵鋼二次製品など
非 鉄 金 属	地金、線、管、はく、金属粉など
一 般 機 械 器 具	事務用機械器具、農業用機械器具、はん用内燃機関、繊維関係機械器具、ポンプ、圧縮機、ミシン、建設・鉱山機械器具、金属加工機械器具、自動販売機、その他的一般機械器具
自 動 車	乗用車、トラック、二輪自動車、その他の自動車、自動車部分品・付属品
その他の輸送用機械器具	自転車、船舶、航空機、産業用車両、作業用運搬車など
家庭用電気機械器具	テレビジョン・ラジオ受信機、ステレオ、VTR、テープレコーダ、ルームエアコン、扇風機、電気洗濯機、電気掃除機、電気冷蔵庫、電子レンジ、電気がま、電気こたつ、トースタ、ミキサ、電気ストーブ、電気アイロン、照明器具（家庭用）など
その他の機械器具	写真機、映写機、撮影機、時計、光学レンズ、長さ計、はかり、温度計、その他の測量測定機械器具、医療用機械器具、理化学機械器具、電話機、有線通信機械、伝送装置、電信信号装置、発電機、電動機、変圧器、電線・ケーブル、蓄電池、配線器具、照明器具（家庭用を除く）など
建 築 材 料	木材、竹材、杉皮、セメント、板ガラス、かわら、れんが、タイル、スレート、ヒューム管、セメントポール、石材、人造石、大理石、砂・砂利、生コンクリート、サッシ、土管、衛生用陶磁器など
紙 ・ 紙 製 品	紙、段ボール製品、紙器、学用紙製品、包装紙、日用紙製品、ノート、アルバム、帳簿、紙袋など
その他の商品	空瓶・空缶等空容器、鉄スクラップ、非鉄金属スクラップ、古紙、その他の再生資源、家具・建具、金物、荒物、薪炭、肥料、書籍、雑誌、運動具、がん具、娯楽用品、天然ゴム、なめし革、製紙用パルプ、文房具、漁網、研磨材料、土産物細工、宝石類、種子、種苗、飼料、ゴム製品、写真感光材料、記章、バッジ、メダル、美術骨とう品、楽器、たばこなど

IV 大型小売店販売

この統計表は、従業者50人以上の百貨店及びスーパーの商品別販売額動向を明らかにするため、商業動態統計調査のうち丙票（I-7-(3)参照）について集計したものである。百貨店及びスーパーとは、次に該当する小売商店をいう。

(1) 百貨店

日本標準産業分類の百貨店(541)のうち、次のスーパーに該当しない商店であって、かつ、売場面積が特別区及び政令指定都市で3,000m²以上、その他の地域で1,500m²以上の商店。

(2) スーパー

売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している商店であって、かつ、売場面積が1,500m²以上の商店。

セルフサービス方式とは、次の3つの条件を備えた販売方法をいう。

- ① 商品があらかじめ包装され、値段が付けられていること。
- ② 店に備え付けられたバスケットなどにより、客が自分で商品を取り集めるような形式を取っていること。
- ③ 売場の出口などに設けられた勘定場で一括して代金の支払いを行う形式となっていること。

1. 商品分類

大型小売店販売の商品分類は、「大型小売店販売の商品分類表」を参照のこと。

大型小売店販売の商品分類表

商 品 名	内 容	例 示
紳士服・洋品	紳士服、下着類、シャツ、ネクタイ、靴下など	
婦人・子供服・洋品	婦人服、子供服、下着類、ブラウス、靴下など	
その他の衣料品	呉服、反物、寝装具類、和装小物など	
身の回り品	靴、履物、和・洋傘、かばん、トランク、ハンドバッグ、裁縫用品、装身具（宝石、貴金属製を除く）など	
飲食料品	和・洋酒、調味料、食肉、鮮魚、乾物、野菜、果実、菓子、パン、乳製品など	
家 具	和・洋家具、室内調度品、神仏具、じゅうたん、カーテン、ござなど	
家庭用電気機械器具	テレビ、ラジオ、ステレオ、VTR、ルームエアコン、電気洗濯機、電気冷蔵庫、照明器具、電気こたつ、電気ストーブ、暖房器、パソコン、電話機など	
家庭用品	陶磁器、ガラス器、漆器、金物、荒物、ガス器具、水道器具、ミシン、編機など	
その他の商品	医薬品、化粧品、洗剤、書籍、文房具、事務用品、貴金属、宝石、美術工芸品、時計、眼鏡、カメラ、カセットテープ、ビデオテープ、スポーツ用品、娯楽用品、がん具、樂器、園芸用品、大工用品、ペット関連商品、たばこ、喫煙具、燃料、自転車、自動車、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、紙おむつなど	
食堂・喫茶	食堂、喫茶室、すし屋などその場で顧客に飲食させるもの	

2. 地域区分

この統計表で使用している通商産業局及び十三大都市の地域別内容は、次のとおりである。

(1) 通商産業局

北海道通商産業局	北海道
東 北 //	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島の各県
関 東 //	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の各都県
中 部 //	富山、石川、岐阜、愛知、三重の各県
近 畿 //	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の各府県
中 国 //	鳥取、島根、岡山、広島、山口の各県
四 国 //	徳島、香川、愛媛、高知の各県
九 州 //	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島の各県
沖 縄(開発庁)	沖縄県

(2) 十三大都市

札幌市、仙台市、千葉市、特別区(東京23区)、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市、北九州市

3. 表章上の秘匿

都道府県別、十三大都市別表章の統計表においては、商店数が県内及び都市内で1又は2である場合、申告者の秘密保護のため、県別及び都市別に表章していない県及び都市がある。また、商店数が3以上であっても、前記の県及び都市の秘匿の関連上秘匿した県及び都市もある。

4. 既存店

既存店とは、調査対象商店の定義変更及び異動（開店、廃業など）があった場合、前年同月比を当年及び前年とも調査対象となった商店のみで算出することをいう。また、前年（度・同期）比の既存店は、月次の既存店の販売額の積み上げにより算出している。

5. 年（度）及び四半期数値

この統計表の年（度）及び四半期数値のうち、商店数、従業者数、売場面積は、年（度）及び四半期末値を掲載している。また、営業日数は、月平均営業日数の合計値である。

月平均営業日数=延営業日数／商店数

V コンビニエンス・ストア販売

この統計表は、コンビニエンス・ストアの販売動向を明らかにするため、商業動態統計調査のうち、丁票（I-7-(4)参照）について集計したものである。

1. 調査の範囲

この調査の対象は、500店舗以上（直営店やFC店、VC店など形態に関係なく）を有するコンビニエンス・ストアのチェーン企業本部が調査対象である。

2. 調査の開始時期及び期間

この調査は、平成10年10月分から調査を開始したが、平成10年4月分まで遡及し、同時に前年同月値も併せて調査した。平成11年4月分調査から商業動態統計調査の丁調査とした。

3. 商品分類

商品分類は以下のとおりである。

商品等分類表

商品分類等		内 容 表 示
商品販売額	ファーストフード及び日配食品	米飯類、パン類、惣菜類、牛乳、乳製品類、卵、サラダ、生菓子、デザート類 等
	加工食品	菓子類(生菓子を除く)、飲料類、(乳飲料を除く)、調味料、アイスクリーム、レトルト食品、缶・瓶詰類 等
	非 食 品	雑誌、新聞、衣料品、文房具、雑貨、ゲームソフト、フィルム、たばこ、切手、はがき 等
サービス売上高		コピー、ファクシミリ、宅配便、商品券、ギフト券、各種チケット、テレフォンカード、D.P.E 等

注：サービス売上高には、電力料金、ガス料金、放送受信料、電話料金、水道料金など公共料金の収納代行による売上高は除く。

VI その他の注意事項

- 各統計表に用いた記号の内容は、次のとおりである。
—：実績のないもの、…：不詳、0：単位未満、x：申告者の秘密保持のため秘匿した箇所
- 各統計表の数値は、単位未満を四捨五入しているので、合計と内訳又は月別と年(度)及び四半期計が必ずしも一致しない場合がある。
- 販売額は、消費税分を含んだ販売額である。
- この年報に掲載された数値を他に転載する場合は、「通商産業大臣官房調査統計部編 平成11年 商業販売統計年報」による旨を必ず明記してください。
- この年報について質問・照会等は、下記へお願いします。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
通商産業大臣官房調査統計部商工統計課
電話 03-3501-1511 (代表) 内線2387, 2388

本年報は再生紙を使用しております。